

市第82号議案

スポーツ施設の指定管理者の指定

次のようにスポーツ施設の指定管理者を指定する。

令和4年12月6日提出

横浜市長 山中竹春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
たきがしら会館	都筑区中川中央 一丁目1番6号	株式会社横浜ビー・コルセア ーズ 代表取締役 社 長 白井 英介	横浜市スポーツ施設 条例の一部を改正す る条例（令和3年12 月横浜市条例第56号 ）の施行の日から令 和10年3月31日まで

提 案 理 由

たきがしら会館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第24
4条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）